

|   |  |
|---|--|
| 件名  | 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例              |
| 主管課   | 長寿介護課  |
| 根拠法令等   | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 102 号） |
| <p>【改正の概要】</p> <p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に<u>養護老人ホームを追加</u><br/>〔現行〕介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所のみ</li> <li>●本体施設が養護老人ホームである場合のサテライト型養護老人ホームの人員基準を規定<br/>⇒栄養士又は調理員、事務員その他の職員を<u>置かないことができる</u></li> </ul> |  |
| 施行日   | 公布の日   |
| 【その他参考事項】   |  |